

事前評価書

| | |
|------|---|
| 年度 | 2 |
| 整理番号 | |

| | | | | |
|-------------|------------|--|------|-----|
| 事業名・路線名等 | | 交通安全事業 <small>いっぽんけんどう</small> 一般県道 <small>しもときえだいまづていしやじょうせん</small> 下時枝今津停車場線 <small>とみやま</small> 富山工区 | 事業主体 | 大分県 |
| 所在地 | | 宇佐市 <small>うさし</small> 大字 <small>おおあざ</small> 中敷田 <small>なかしきだ</small> ～ <small>おおあざ</small> 大字 <small>とみやま</small> 富山 | | |
| 事業概要 | 事業の目的 | ・通学路における歩道等の整備を行い、安全安心な歩行空間を確保する。 | | |
| | 事業内容 | <p>【計画延長・幅員】 L=765m(現拡)、W=6.00(9.75)m</p> <p>【構造規格】 第3種第3級 【設計速度】 V=40km/h</p> <p>【現況幅員】 W=5.50(7.00)m 【H27交通センサス】 1,671台/日</p> <p>【現況交通量】 1,257(うち大型車116)台、歩行者:22人、自転車:25台 (R1実測:昼間12時間交通量)</p> <p>【重要構造物】橋梁 <small>しきだおおはしそくどうきょう</small>: 敷田大橋側道橋 1橋、<small>とみやまはしかんきよ</small> 富山橋函渠 1基</p> | | |
| | 事業費 | C=500百万円 | | |
| 事業の実施計画 | 完成予定年 | 着手から8年(令和10年度) | | |
| | 事業段階毎の実施計画 | <p>1年目 地形・路線測量、道路詳細設計、地質調査</p> <p>2年目 橋梁・函渠詳細設計、用地測量、建物調査、用地買収、建物補償</p> <p>3年目 用地買収、建物補償、道路改良工、舗装工</p> <p>4年目 道路改良工、舗装工、橋梁下部工</p> <p>5年目 道路改良工、舗装工、橋梁上部工</p> <p>6年目 道路改良工、舗装工、函渠工</p> <p>7年目 道路改良工、舗装工</p> <p>8年目 道路改良工、舗装工 完成予定</p> | | |
| 事業の必要性 | 必要性・緊急性 | <p>・当該路線は一般県道 尾永井猿渡線と一般県道 鍋島植野線を結ぶ地域の生活道路である。大型車や通勤車両等の通過交通量は1,600台/日(H27センサス)を超えているが、歩道が未整備であり、路肩を通行している児童等歩行者が通行車両と接触する危険がある。</p> <p>・計画区間は宇佐市立 天津小学校の通学路(交安法指定通学路3号基準)に指定されている。</p> | | |
| | 整備効果 | ・歩道整備による通学児童等歩行者の安全確保 | | |
| 事業手法・工法の妥当性 | 費用対効果分析 | ・交通安全事業のため費用便益比の算出は困難で、現状の道路利用状況等から総合的に判断。 | | |
| | 工法の妥当性 | <p>・道路法、道路構造令に適合した工法を採用。</p> <p>・周辺の歩道整備状況から歩道の連続性が確保できるルートを選定。</p> <p>・現道拡幅による歩道整備であり、道路敷を極力活用。</p> | | |
| | コスト縮減 | <p>・五十石川渡河部(敷田大橋)は現況施設を存置し、側道橋による歩道整備を採用。</p> <p>・アスファルト、コンクリート、砕石は再生材を使用。</p> <p>・建設発生土は、極力現場内で流用。</p> | | |
| | 環境等への配慮 | <p>・現道拡幅による歩道整備であり、地形改変による影響が少ない計画である。</p> <p>・低騒音、低振動型の建設機械を使用して、周辺の住環境の負荷低減を図る。</p> | | |
| 事業実施環境 | 事業の実効性 | <p>・平成27、30年度の通学路合同点検で危険箇所挙げられており、事業への期待は大きい。</p> <p>・平成27年度に富山自治区から早期整備の要望があり、地元の協力体制は整っている。</p> | | |
| | 事業の成立性 | <p>・交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則(第1条第3号指定)</p> <p>・学校指定通学路(宇佐市立 天津小学校)</p> <p>・通学路危険箇所指定(令和2年度 宇佐市通学路安全推進会議)</p> <p>・社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合</p> <p>・道路法第15条に基づき事業を実施</p> | | |
| | 事業の特殊性 | ・現道拡幅であり、特殊な工法もなく、技術的難易度は低い。 | | |
| 対応方針 | | ・以上のとおり事業の必要性が認められることから、本事業を実施したい。 | | |

